

定期預金等共通規定

1 (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、当該受け入れを取り消したうえ取引店で返却します。

2 (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

- (1) 証書・通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称（氏名）、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き当金庫は責任を負いません。
- (2) 証書・通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書・通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 証書・通帳を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (4) 預金口座の開設等の際には、当金庫は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって取引店に届出てください。

3 (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等（補助人、保佐人、成年後見人を行い、以下同様とします。）の氏名その他必要な事項を取引店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記（2）と同様に、直ちに書面によって取引店に届出てください。
- (4) 前記（3）の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届出てください。
- (5) 前記（4）の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

4 (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

5 (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および預金証書・通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

6 (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記 8 (3) のいずれかにも該当しない場合に利用することができ、8 (3) の一つにでも該当する場合当金庫は、この預金の開設をお断りするものとします。

7 (預金の払戻し等における本人確認)

当該預金の払戻し等を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、この確認が出来るまでは解約手続きを行いません。

8 (預金の解約・書替継続)

- (1) 定期預金等を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に署名（または記名）のうえ、届出の印章を捺印し、証書によるものは証書と、通帳によるものは通帳とともに取引店に提出してください。

- (2) 次のアからカの一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

ア この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

イ この預金の預金者が前記 5 (1) に違反した場合

ウ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

エ 法令で定める預金名義人の取引時確認事項等（氏名、住所、生年月日、取引を行う目的、職業・事業内容、法人の実質的支配者等）および 代理人の本人特定事項（氏名、住所、生年月日）について預金者の回答または届出が偽りであることが明らかになった場合、または偽りの疑いがある場合

オ 後記 9 の (1) から (3) までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が 1 年以上に亘って解消されないとき

カ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき

- (3) 前記 (2) のほか、次のアからエの一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害金を支払ってください。（預金口座名義人が法人等の場合には、当該法人等の役員等を含みます。）

ア 預金者が当金庫との取引開始時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

イ 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

a 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

b 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- c 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- d 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- e 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

ウ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

- a 暴力的な要求行為
- b 法的な責任を超えた不当な要求行為
- c 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- d 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- e その他前各号に準ずる行為

エ この預金が暴力団等の活動に使用されたと認められた場合

- (4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前記 (2) から (4) までの事由により、この預金口座が解約され残高がある場合には、証書・通帳および届出の印章を持参のうえ、取引店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

9 (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって取引店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 前記 (1) の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当金庫は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前記 (1) から (3) までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当金庫は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

10 （通知等）

届出のあった、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11 （保険事故発生時における預金者からの相殺）

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記（１）により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ア 相殺通知は書面によるものとします。当金庫所定の払戻請求書に署名（または記名）のうえ、届出の印章を捺印により、証書（通帳）が発行されている場合には通知と同時に証書（通帳）とともに提出してください。
 - イ 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ウ 前記イの充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - エ 前記イによる指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記（１）により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ア この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - イ 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 前記（１）により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12 （規定の変更等）

- (1) この預金規定にもとづく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページ、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記（１）の変更は、公表の際に定める 相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

13 この定期預金等共通規定は、期日指定定期預金、スーパー定期、大口定期、変動金利定期預金（以下これらを「定期預金等」といいます。）等に適用します。

以 上